入札公示(設計等)

総合評価落札方式による設計等競争入札参加者を招請するので公示する。 本業務は、電子契約システム対象案件である。

- 1 掲 載 日 令和7年7月22日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官

東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平 正樹

3 担当部局 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官

電話 019-613-2534 (企画課直通)

- 4 業務内容等
- (1)業務名 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鳴瀬川地区桑折江頭首工その他機能診断調査業務
- (2)業務内容

ア、設計業務

(ア) 準備	1式
(イ)機能診断(桑折江頭首工、鳴瀬川下流頭首工)	1式
(ウ)機能診断 (三丁目幹線用水路、桜の目幹線用水路)	1式
(エ) 農業水利ストック情報データ作成	1式
(オ) 点検取りまとめ	1式
イ. 調査業務	
(ア) 現地調査 (桑折江頭首工、鳴瀬川下流頭首工)	1式

(イ) 現地調査(三丁目幹線用水路、桜の目幹線用水路) 1式

- (3) 履行期限 令和8年3月18日
- (4) 入札・契約方式 簡易公募型競争入札方式 (総合評価落札方式:標準型) 本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた方式により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- (5) 本業務は、業務説明書及び技術提案書提出要請書の交付、参加表明書及び技術提案書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものと する。

- (7) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。
- (9) 本業務は参加表明時に「参加表明書総括表」を提出する試行対象業務である。

(10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号(経)農林水産省東北農政局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。)に基づき指名停止等の措置を講じる。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 入札参加者に要求される資格要件
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている 者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「A等級」で「建設コンサルタント」の確認を受けていること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記7により参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、落札決定時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない こと。

なお、ウの確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が 別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要す る。

- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営 を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があ り、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者 でないこと。
- (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(3) 入札参加者を選定するための基準

ア 企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無、地域貢献活動への支援、災害活動実績、表彰実績、再委託の内容、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等

イ 技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

- (4)技術提案書の評価基準(技術点に関する基準)
 - ア 予定管理技術者の技術力等(資格要件、業務執行技術力等)

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況、賃上げの実施の表明

イ 業務への取組方針(実施方針及び特定テーマに対する技術提案等)

事業目的・業務内容の理解度、提案内容の的確性、業務の実施手順・実施体制の妥当性、特定テーマの実現性・独創性等

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを 行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

- (1) 交付期間 別表1の①に示す期間
- (2) 交付場所 上記3に同じ
- (3) その他 CD-Rによる交付とするため、交付希望者は空CD-R (700MB 48倍速) を持参するものとする。

交付は無料とする。

- 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間
- (1)提出方法
 - ア 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表(様式13)はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。(電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮(lzh形式等)して、1つのファイルで提出すること。)なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1及び様式13のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により 作成し、一式を提出期間内に必着で(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信 書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

- (2) 提出先 上記6の(2) に同じ
- (3) 提出期間 別表1の②に示す期間
- (4)選定結果の通知方法・時期 参加表明書の選定・非選定結果については、別表1の③に示す日までに書面にて通知する。
- (5)上記6に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。
- 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (1)提出方法
 - ア 電子入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。(電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮(lzh形式等)して、1つのファイルで提出すること。)

なお、技術提案書のファイル総容量がやむを得ず10MBを超過する場合は、様式1のみを電子 入札方式により提出し、その他の資料については、紙により(2)の提出先に持参、郵送(書 留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。

電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により 提出期間内に(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方 法で提出することとし電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

- (2) 提出先 上記6の(2) に同じ
- (3) 提出期間 別表1の④に示す期間
- (4) 技術提案書のヒアリングの有無 技術提案書のヒアリングを行わない。
- 9 入札及び開札
- (1)入札の日時
 - ア 電子入札方式による入札の送信期間 別表1の⑤に示す期間
 - イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期間及び提出先 受領期間 別表1の⑤に示す期間 提出先 上記6の(2)に同じ。
 - ウ 紙入札方式により郵送する場合の入札書の受領期間及び提出先 受領期間 別表 1 の⑥に示す期間 提出先 上記 6 の (2) に同じ。
- (2) 開札の日時 別表1の⑦に示す日時
- (3) 開札の場所 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 会議室

(4) 入札者が2者未満の場合の手続き中止

参加表明書、技術提案書の提出又は入札(電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時)のいずれかの手続期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続を中止する。

この場合、中止に関する公示及び応募者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

- 10 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ア その者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」 という。)の制限の範囲内であること。

なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者とすることがある。

- イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格(以下「調査基準価格」 という。)を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ウ 入札に係る技術等が、公示(これらに係る業務説明書を含む。以下同じ。)において明らか にした技術等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。
- エ 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者 を決める。

(2)総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

総合評価は、下記イの当該入札者の入札価格から求められる価格点と下記ウにより得られた 技術点との合計による評価値をもって行う。

評価値=価格点+技術点

イ 価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

なお、価格点の配分点は31.5点とする。

価格点=価格点の配分点×(1-入札価格/予定価格)

ウ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は63点とする。

- (ア) 予定管理技術者の技術力等(資格要件・業務執行技術力等)
- (イ)業務への取組方針(実施方針及び特定テーマに対する技術提案等)
- (ウ) 技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

技術点= ((ア)に係る評価点)

+ { ((イ)に係る評価点×(ウ)の評価に基づく履行確実性度)}

エ 履行確実性に関するヒアリング

本業務は、履行確実性の審査に係る技術提案書のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

なお、調査基準価格以上の有効な価格で入札した応札者に対しては、ヒアリングに代え「履行確実性確認票」の提出を求めることがある。

11 その他

- (1) 手続における交渉の有無 無
- (2)入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店)

ただし、利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(4)入札の無効

本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者の入札及び別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位 日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に限る。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。

(8) 電子入札

ア 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

- イ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- ウ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(東北農政局ホームページ:https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html) によるものとする。

(9) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は農林水産省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) による。

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に 関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼 又は情報聴取

(10) その他

詳細は、業務説明書による。

別表1

77177 1	別我 1			
1	業務説明書の交付期間	令和7年7月22日から令和7年8月1日まで(行政機関		
		の休日を除く。)		
		午前9時00分から午後5時00分まで		
		ただし、最終日については午後1時00分まで		
2	参加表明書の提出期間	令和7年7月23日から令和7年8月1日まで(行政機関		
		の休日を除く。)		
		午前9時00分から午後5時00分まで		
		ただし、最終日については午後1時00分まで		
3	選定結果の通知時期	令和7年8月19日を予定		
4	技術提案書の提出期間	令和7年8月20日から令和7年9月8日まで(行政機関		
		の休日を除く。)		
		午前9時00分から午後5時00分まで		
		ただし、最終日については、午前11時30分までとする。		
(5)	電子入札方式又は紙入札方	令和7年9月4日から令和7年9月8日まで(行政機関		
	式により持参する場合の入	の休日を除く。)		
	札期間	午前9時00分から午後5時00分まで		
		ただし、最終日については、午前11時30分までとする。		
6	紙入札方式により郵送する	令和7年9月4日から令和7年9月5日まで(行政機関		
	場合の入札書の受領期間	の休日を除く。)		
		午前9時00分から午後5時00分まで		
		ただし、最終日については、午後4時00分までとする。		
7	開札日時	令和7年9月24日 午前11時00分		
L	1			

注:「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に 規定する行政機関の休日をいう。